

寒川町都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年9月27日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第24号

寒川町都市公園条例の一部を改正する条例

寒川町都市公園条例（昭和54年寒川町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条の5第1号中「第2条第13号」を「第2条第15号」に改める。

別表第1中「第21条第2項第1号」を「第22条第2項第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。ただし、第1条の5の改正規定は、公布の日から施行する。